附則第十五条第二項中「次に」を「次の各号に」に、「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成二十七年三月三十一日）まで」に、「の三分の一（当該償却資産のうち、第三号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第五号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の」を「にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項第一号中「定めるもの」を「定めるもの　三分の一」に改め、同項第二号中「定めるもの」を「定めるもの　二分の一」に改め、同項第五号中「定めるもの」を「定めるもの　四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「定めるもの」を「定めるもの　三分の一」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「定めるもの」を「定めるもの　二分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの　二分の一

附則第十五条第三項を削り、同条第四項中「又は平成二十三年度」を「から平成二十五年度までの間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十八項」を「第二十四項」に、「第三十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第二十一項」を「第十七項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に、「の三分の二の額」を「に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二）を乗じて得た額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第三百四十九条の三第五項の主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であつて、」及び「であるもの」を削り、「海上運送法の一部を改正する法律（平成八年法律第九十九号）の施行の日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「同項」を「第三百四十九条の三第五項」に、「三分の二」を「三分の一」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第三十項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第二十一項」を「次項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第二十項を削り、第二十一項を第十七項とし、第二十二項を第十八項とし、第二十三項を第十九項とし、同条第二十四項中「平成二十二年度分及び平成二十三年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項を同条第二十一項とし、同条第二十六項中「第三十七項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十七項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「第三十五項」を「第三十項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項を同条第二十五項とし、同条第三十項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第三十二項を第二十八項とし、第三十三項を第二十九項とし、第三十四項を削り、同条第三十五項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十六項を同条第三十一項とし、同条中第三十七項中「第三十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十八項を第三十三項とし、第三十九項を第三十四項とし、第四十項を第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに掲げる鉄道事業者又は同号ロに掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備（同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「次条第一項」を「次条」に、「前条第二十一項」を「前条第十七項」に改め、同項第一号中「日本国有鉄道改革法」の下に「（昭和六十一年法律第八十七号）」を加え、同条第二項中「次条第一項」を「次条」に、「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「前条第二十一項」を「前条第十七項」に改める。

附則第十五条の三第一項中「（次項において「旧地方税法」という。）」を削り、「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十五条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「いう。附則第十五条の八第一項において同じ。」を「いう。」に改める。

附則第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第一項中「第一種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数四以上を有するものをいう。以下この項において同じ。）又は第二種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数三を有するものをいう。以下この項において同じ。）」を「中高層耐火建築物」に、「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、「第一種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとし、第二種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては」を削り、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。